

平成 27 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査(10)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 27 年 12 月 14 日から平成 28 年 1 月 12 日までの間において実日数 11 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証した。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証した。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証した。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証した。

(3) 監査の視点

現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか、予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、業務委託等が仕様書等に基づき行われ、その履行確認も十分に行われているか、補助金等の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか、行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われ有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、「練馬区施設管理マニュアル（平成 22 年 11 月総務部施設管理課）」に基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

防火管理者に異動があった所管課においては、空白期間の解消に取り組んでいるか。また、消防計画に基づいた消防訓練が実施され、必要な事務処理や文書管理が適正に行われているか。

指定管理者による管理を行っている所管課においては、協定書に記載された業務内容が適切に実施され、その履行確認が適切に行われているか。

準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）」に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。

契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261 号）」が遵守されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 環境部

(ア) 環境課

(イ) みどり推進課

(ウ) 清掃リサイクル課（以下の施設を含む。）

・資源循環センター

(エ) 練馬清掃事務所（以下の施設を含む。）

・練馬清掃事務所桜台分室

(オ) 石神井清掃事務所

イ 都市整備部

(ア) 都市計画課

(イ) 交通企画課

(ウ) まちづくり推進課

(エ) 東部地域まちづくり課

(オ) 西部地域まちづくり課

(カ) 大江戸線延伸推進課

(キ) 住宅課

(ク) 開発調整課

(ケ) 建築課

(コ) 建築審査課

ウ 土木部

(ア) 管理課

(イ) 道路公園課

(ウ) 維持保全担当課（以下の施設を含む。）

・西部土木出張所、谷原材料置場

・東部公園出張所、秋の陽公園

(エ) 計画課

(オ) 特定道路課

(カ) 土支田中央区画整理課

(キ) 交通安全課

2 監査の結果

適正に行われていた。